

山武市の財務報告書

統一的な基準による財務書類

平成28年度決算

山武市

山武市の財務報告書

統一的な基準による財務書類

目次

第1章 地方公会計制度の策定経緯と意義	1
1 経緯	1
2 意義	1
3 現金主義と発生主義	3
4 単式簿記と複式簿記	3
第2章 統一的な基準の特徴	4
1 公会計基準の比較	4
2 統一的な基準と改訂モデルの違い	5
(1)「改訂モデル」から「統一的な基準」への主な変更点	5
(2)固定資産	7
(3)比較可能性の確保	9
第3章 財務書類	10
1 財務書類の相互関係	10
2 対象会計範囲	11
財務書類とは	12
3 財務書類の内容	13
(1)貸借対照表	13
(2)行政コスト計算書	15
(3)純資産変動計算書	17
(4)資金収支計算書	18
用語解説	20

第1章 地方公会計制度の策定経緯と意義

1 経緯

平成18年6月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」を契機に、総務省から地方公会計制度に関する指針が示され、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書」の財務書類の作成が求められました。

この指針で「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の2つの方式が示され、本市では、平成19年度決算から、財務諸表4表(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)の作成において、「基準モデル」を採用して作成しました。

こうした地方公会計の整備(財務書類の整備)は、全国的にも進められていましたが、2つの方式以外にも「東京都方式」等、複数の会計基準があることで、団体間を比較することが難しいなどの課題もあったことから平成26年度に総務省から「統一的な基準」が示され、全ての地方公共団体は平成29年度末までにこの基準に準拠した財務書類の作成が必要となりました。

本市は、平成28年度決算から「統一的な基準」に基づく財務書類を作成しました。

2 意義

本市を含む、地方公共団体における予算・決算に係る会計制度(官庁会計)は、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、単式簿記による現金主義会計を採用しています。

一方で、財政の透明性を高め、説明責任をより適切に果たす観点から、単式簿記による現金主義会計では把握できない情報(ストック情報(資産・負債))や見えにくいコスト情報(減価償却費等)を住民や議会等に説明する必要性が一層高まっており、そのためには、単式簿記による現金主義会計の補完として複式簿記による発生主義会計の導入が重要となります。

また、複式簿記による発生主義会計を導入することで、上記のとおりストック情報と現金支出を伴わないコストも含めたフルコストでのフロー情報の把握が可能となります。

図 1-1 地方公会計の意義

総務省資料引用

地方公会計の意義

1. 目的

- ①説明責任の履行
住民や議会、外部に対する財務情報のわかりやすい開示
- ②財政の効率化・適正化
財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

2. 具体的内容(財務書類の整備)

現金主義会計

◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用

補完



発生主義会計

◎ 発生主義により、ストック情報・フロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計を補完

<財務書類>

地方公会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 行政コスト計算書
- ・ 純資産変動計算書
- ・ 資金収支計算書

企業会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ キャッシュ・フロー計算書

3. 財務書類整備の効果

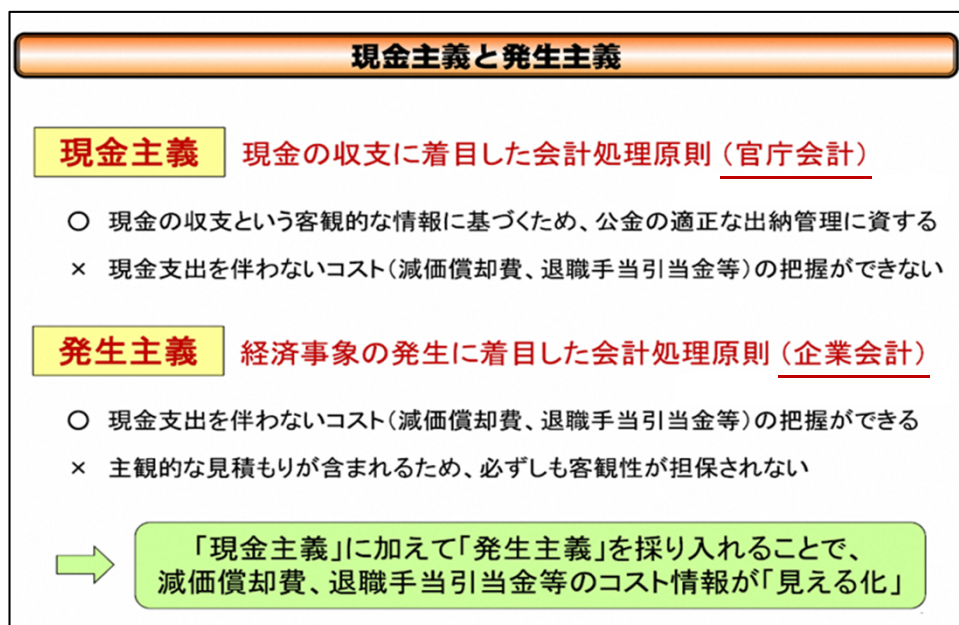
- ①発生主義による正確な行政コストの把握
見えにくいコスト(減価償却費、退職手当引当金など各種引当金)の明示
- ②資産・負債(ストック)の総体的・一覽的な把握
資産形成に関する情報(資産・負債のストック情報)の明示

3 現金主義と発生主義

会計取引の認識基準の考え方には、「現金主義会計」と「発生主義会計」があります。民間の企業会計は「発生主義」を採用しており、現金支出を伴わないコスト(減価償却費、退職手当引当金等)を把握することができます。

図 1-2 現金主義会計と発生主義会計

総務省資料引用

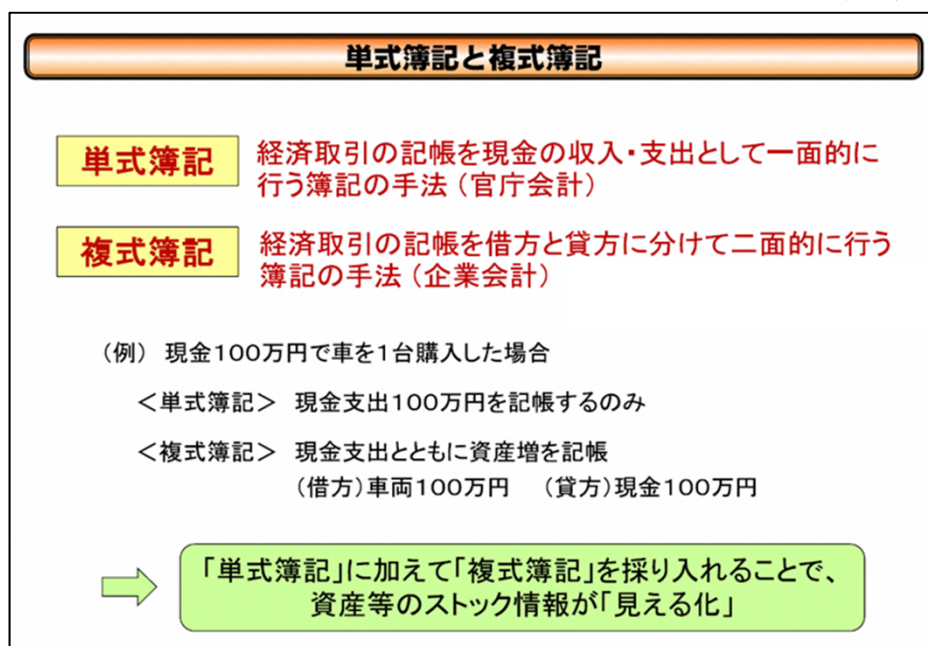


4 単式簿記と複式簿記

複式簿記とは経済取引の記帳を二面的に行う簿記の手法で、伝票単位で複式簿記を行うことで資産等のストック情報が「見える化」されます。

図 1-3 単式簿記と複式簿記

総務省資料引用



第2章 統一的な基準の特徴

1 公会計基準の比較

従来の地方公会計制度の会計基準は「総務省方式改訂モデル」、「基準モデル」のほかに、「東京都方式」等があります。

平成29年度末までに全ての地方公共団体が統一的な基準による財務書類を作成する必要があります。

表 2-1

	統一的な基準	基準モデル	総務省方式改訂モデル	東京都	国 (省庁別財務書類の作成基準)
財務書類の体系	○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 ※行政コスト計算書及び純資産変動計算書は、別々の計算書としても、結合した計算書としても差し支えない	○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書	○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書	○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○正味財産変動計算書 ○キャッシュ・フロー計算書	○貸借対照表 ○業務費用計算書 ○資産・負債差額増減計算書 ○区分別収支計算書
台帳整備	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○段階的整備を想定→売却可能資産、土地を優先	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○官庁会計システムとは連動していないが、法令に基づき国有財産台帳、物品管理簿等を整備
複式簿記	○経済取引が発生した都度又は期末に一括して複式仕訳を実施	○官庁会計処理に基づくデータにより、発生した都度又は期末に一括して複式仕訳を実施	決算統計データを活用し、期末に一括して仕訳を実施	○官庁会計処理に連動して発生した都度、複式仕訳を実施	○官庁会計システム(ADAMS II)に連動して発生した都度、複式仕訳を実施(国有財産等については、期末時に複式仕訳を実施)
有形固定資産の評価基準	・取得原価が判明…取得原価 ・取得原価が不明…再調達原価 ※取得原価の判明・不明の判断に係る特定時期を設定 ※適正な対価を支払わずに取得したものは再調達原価(道路等の土地は備忘価額1円) ※売却可能資産は売却可能価額を注記	○事業用資産 - 土地…固定資産税評価額 - 建物等…再調達原価 ○インフラ資産 - 土地…取得原価 - 建物等…再調達原価	○公共資産…決算統計データから取得原価を推計 ○売却可能資産…売却可能価額	○取得原価	○国有財産(公共用財産を除く)…毎年度時価を基準に改定される国有財産台帳価額 ○公共用財産…取得原価 ○物品…取得原価
税収の取扱い	○純資産変動計算書に計上	○純資産変動計算書に計上	○純資産変動計算書に計上	○行政コスト計算書に計上	○資産・負債差額増減計算書に計上

2 統一的な基準と基準モデルの違い

(1)「基準モデル」から「統一的な基準」への主な変更点

①有形固定資産の評価基準の変更

インフラ資産の底地(土地)については、昭和59年度以前に取得したもの、昭和60年度以降の取得であっても取得価額が不明な土地は備忘価額1円となりました。

建物については、取得価額がわからないものについては、共済保険の保険金額を基に取得価額を算出していましたが、構造用途単価による算出方法に変更になりました。

②その他

財務書類の体系(4表方式と3表方式の選択制の導入)や貸借対照表の勘定科目の見直し、行政コスト計算書への臨時損益の区分の追加、純資産変動計算書の財源情報の簡略化、インフラ資産から事業用資産への流動性配列法から固定性配列法に区分変更などが行われました。

基準モデルからの変更点

項目	主な変更点
報告主体	○一部事務組合及び広域連合も対象に追加
財務書類の体系	○4表と3表の選択制に ・貸借対照表 ・行政コスト計算書 ・純資産変動計算書 ・資金収支計算書 ※行政コスト計算書及び純資産変動計算書は、別々の計算書としても、結合した計算書としても差し支えないことに
貸借対照表	○報告式から勘定式に ○流動性配列法から固定性配列法に ○金融資産・非金融資産から固定資産・流動資産の区分に ○流動負債・非流動負債から固定負債・流動負債の区分に ○勘定科目の見直し(繰延資産の廃止、投資損失引当金の新設、インフラ資産の内訳や公債の名称変更等) ○純資産の部の内訳について、財源・調達源泉別の資産形成充当財源・その他の純資産の区分から、固定資産等形成分・余剰分(不足分)の区分に簡略化 ○償却資産について、その表示を直接法から間接法に(減価償却累計額の明示)
行政コスト計算書	○経常費用・経常収益の区分に、臨時損失・臨時利益の区分を追加
純資産変動計算書	○内訳の簡略化(固定資産台帳の財源情報が任意に)
資金収支計算書	○業務活動収支・投資活動収支・財務活動収支に区分の名称変更 ○固定資産等形成に係る国県等補助金収入を投資活動に ○支払利息の計上箇所を財務的収支から業務活動収支に
その他の様式	○注記事項、附属明細書の充実
有形固定資産の評価基準	○これまで原則として再調達原価で評価し、事業用資産の土地は再評価を行うこととしていたが、原則として取得原価で評価し、再評価は行わないことに ○基準モデル等により評価している資産については、これまでの評価額を許容するが、新たに取得した資産については取得原価により評価
資産関係の会計処理	○事業用資産とインフラ資産の区分について再整理
負債関係の会計処理	○連結対象団体及び会計の投資及び出資金は減損方式から投資損失引当金として引当金計上方式に ○貸倒引当金から徴収不能引当金に名称変更 ○賞与等引当金として、法定福利費も含めることに
費用・収益関係	○インフラ資産の減価償却費・直接資本減耗相当は減価償却費として行政コスト計算書に計上することに ○使用の当月または翌月からの償却を可能に
耐用年数	○その取扱いに合理性・客観性があるものについては、耐用年数省令よりも長い期間の耐用年数を設定することも可能に
取替法・減損処理	○その有用性等を検証する観点から、適用している地方公共団体が今後も取扱いを継続することが可能に

(2) 固定資産

① 概要

固定資産は、表2-3に表すような項目があり、この項目から投資・その他の資産を除いたものが、固定資産台帳となります。(表2-3は山武市が所有していない項目も含まれています。)

固定資産台帳とは、市が保有する財産(固定資産)をその取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに記録・管理するための帳簿です。また、財務書類作成の基礎となる重要な帳簿の役割を果たすとともに、固定資産の適切な管理及び有効活用を行うための基礎となる台帳であり、金額情報や減価償却情報が含まれています。

表 2-3

公会計・貸借対照表(B/S:Balance sheet)で固定資産を表すと

固定資産	有形固定資産	事業用資産	土地・立木竹・建物・工作物・船舶・浮標等・航空機・その他・建設仮勘定 売却を目的として保有している資産については、有形固定資産ではなく、棚卸資産として計上します。
		インフラ資産	土地・建物・工作物・その他・建設仮勘定 システムまたはネットワークの一部であること、性質が特殊なものであり代替的利用ができないこと、移動させることができないこと、処分に關し制約を受けることといった特徴の一部またはすべてを有するもの。例えば道路、橋、下水処理関連、水道等が該当します。
		物品	物品
	無形固定資産		ソフトウェア・その他
	投資 その他の資産		投資及び出資金・投資損失引当金・長期延滞債権・長期貸付金・基金・その他・徴収不能引当金

② 固定資産台帳の必要性

固定資産は、地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財政状況を正しく把握するためには、正確な固定資産に係る情報が不可欠です。

統一的な基準による財務書類等の作成にあたっては、市の資産の状況を正しく把握することや、他団体との比較可能性を確保することが重要になることから、各地方公共団体の財政状況を表す財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿として固定資産台帳を整備する必要があります。

また、将来世代と現世代の負担公平性に関する情報や施設別・事業別等のセグメント別の財務情報を併せて示すこと等により、個別の行政評価や、公共施設の老朽化対策等に係る資産管理等といった活用につなげるためにも、固定資産台帳の整備は重要です。

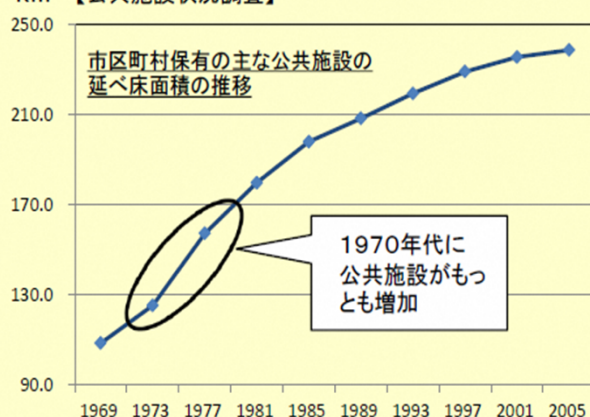
図 2-1 固定資産台帳の必要性

総務省資料引用

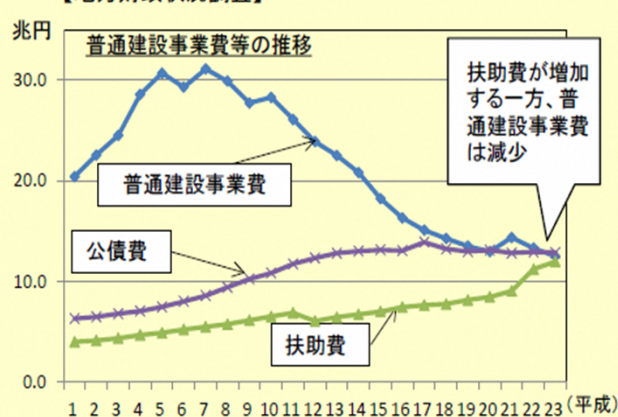
固定資産台帳の必要性

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。

km² 【公共施設状況調査】



【地方財政状況調査】



財務書類作成のための基礎資料としてだけでなく、公共施設等の再編・長寿命化の観点からも、固定資産台帳の整備は必要不可欠

(3)比較可能性の確保

従来の地方公会計制度の会計基準は「総務省方式改訂モデル」、「基準モデル」及びその他の基準が混在していたため、団体間を比較することが困難などの課題がありました。

こうした課題を解決するため、平成26年度に新たな会計基準である「統一的な基準」が示され、平成29年度末までにすべての地方公共団体はこの基準に準拠した財務書類を作成する必要があります。

今後は以下のような指標にもとづき、団体間の比較を行うことで財務書類のマネジメント・ツールとしての機能が従来よりも向上することが期待されます。

表 2-4

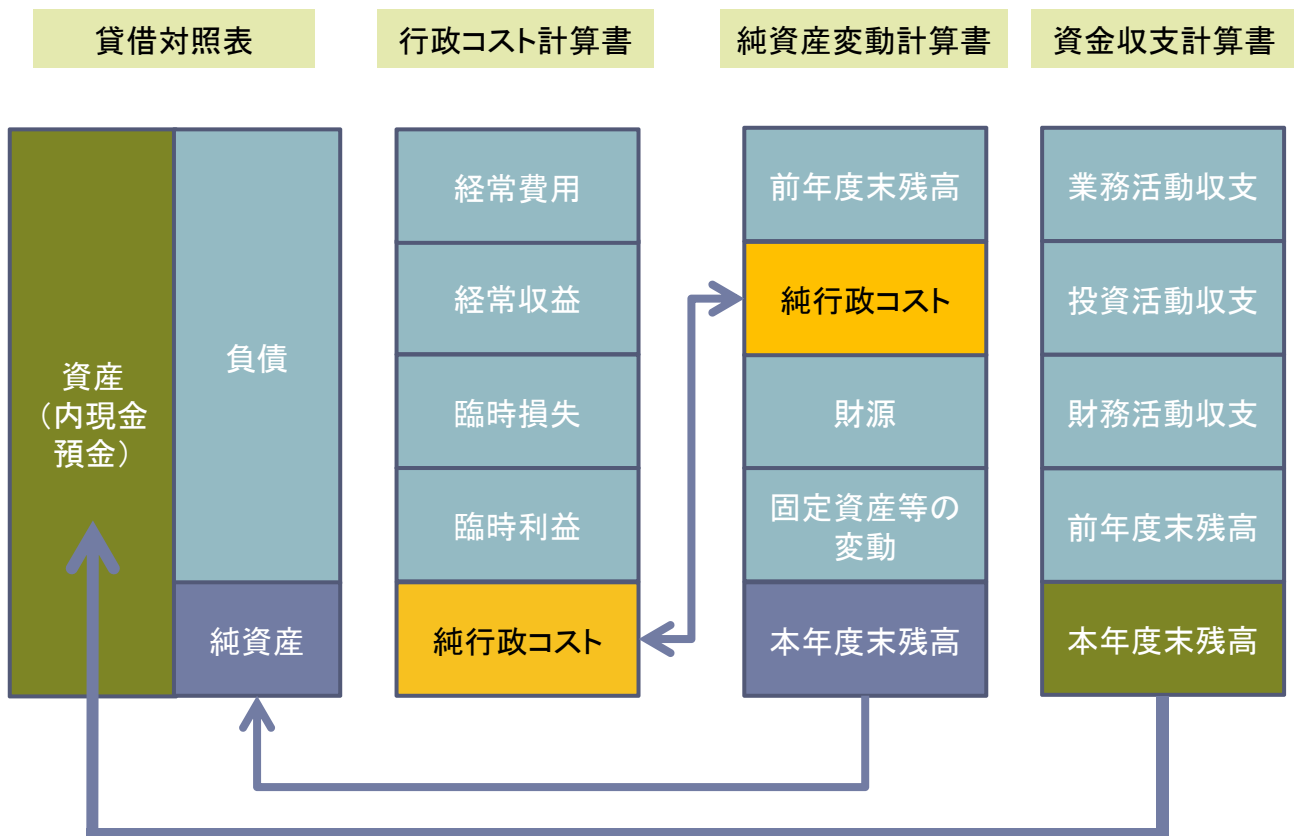
分析指標	内容
有形固定資産減価償却率 (資産老朽化比率)	償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を示すもの。資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標。
純資産比率	将来世代と現世代との負担割合を示す指標。純資産比率の増加は現世代が将来世代も利用可能な資源を蓄積したことを表す。
受益者負担率	行政サービスに要したコストに対して受益者が負担する使用料・手数料や分担金・負担金などの割合であり、受益者が負担しない部分については、市税や地方交付税、補助金等により賄うことになる。

第3章 財務書類

1 財務書類の相互関係

財務書類の種類はこれまで通り、総務省方式改訂モデルと基準モデルと同様に4つの財務書類【財務書類の体系(4表)】で構成されます。それぞれのイメージは以下のとおりとなります。

図 3-1 財務書類の相互関係



+ 本年度末歳計外現金

- ・貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を加算したものと同一になります。
- ・貸借対照表の「純資産」の金額は、資産と負債の差額として計算されますが、これは純資産変動計算書の期末残高と同じになります。
- ・行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に同じ金額が記載されます。

▶財務書類とは【統一的な基準の財務書類】

◆貸借対照表とは…

年度末時点での資産や負債などの残高(ストック情報)を表しています。

貸借対照表の左側は、市が保有している道路、公園、市営住宅などの固定資産や、現金預金、基金、貸付金などの「資産」を表しています。

貸借対照表の右側は市債などの「負債」であり、資産から負債を差し引いた「純資産」を表しています。

この表は、資産をどのような財源(負債と純資産)で賄ったかを示しており、負債は将来世代の負担を、純資産は現在までの世代の負担を表しています。

資産は市民サービスを提供するために保有しているもので、将来にわたって利用され、市債の償還を通じて将来世代も負担することから、負債と純資産とのバランス(世代間の負担のバランス)なども考慮した上で財政運営を行っていくことになります。

貸借対照表は資産と負債・純資産の合計額が同じ額になることから、バランスシートともいいます。

◆行政コスト計算書とは…

1年間の行政運営コストのうち、福祉サービスにかかる経費など、資産形成につながらない行政サービスに要したコストを人件費、物件費等、その他の業務費用、移転費用に区分して表示するとともに、これらの行政サービスに対する財源として、使用料・手数料などの経常収益を表示しています。また、災害復旧費などの臨時損失と資産売却などによる臨時利益も併せて表示しています。

◆純資産変動計算書とは…

純資産(過去の世代や国・県が負担した将来返済しなくてよい財産)が平成28年度中にどのように増減したかを、財源、資産評価差額、無償所管換等、比例連結割合変更に伴う差額、その他に区分して表示したものです。

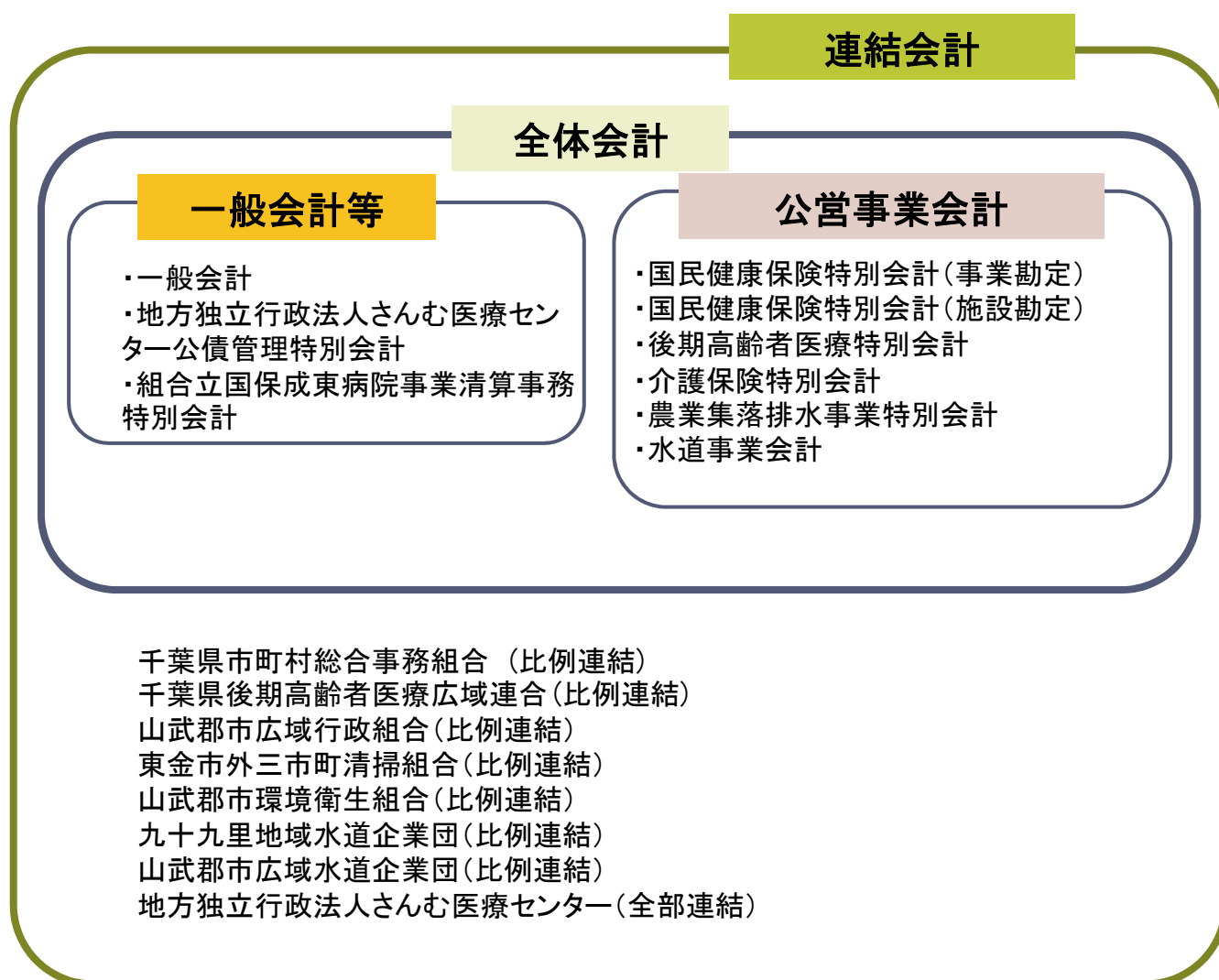
◆資金収支計算書とは…

1年間の資金の増減を業務活動収支、投資活動収支、財務活動収支に区分し表示したもので、どのような活動に資金が必要であったかを表しています。

2 対象会計範囲

財務書類は、一般会計と地方公営事業会計以外の特別会計からなる「一般会計等」、地方公営事業会計を含めた「全体会計」、さらに、出資団体等を含めた「連結会計」の3種類があります。

図 3-2 対象会計範囲



3 財務書類の内容

(1) 貸借対照表

- ① 資産: 学校、公園、道路など将来の世代に引継ぐ社会資本や、投資、基金など将来現金化することが可能な財産
- ② 負債: 地方債や退職給付引当金など将来の世代の負担となるもの
- ③ 純資産: 過去の世代や国・県が負担し既に支払が済んでいるもの

表 3-1

(単位: 千円)

	一般会計等	全体会計	連結会計
固定資産	66,976,751	73,768,646	89,426,725
有形固定資産	52,809,211	59,344,396	73,796,191
事業用資産	27,542,332	28,148,927	33,762,334
インフラ資産	24,904,995	30,813,824	39,134,874
物品	361,884	381,645	898,983
無形固定資産	38,713	38,920	2,896,654
投資その他の資産	14,128,826	14,385,330	12,733,880
流動資産	9,265,628	11,991,478	17,072,807
現金預金	1,083,696	3,442,370	7,652,855
未収金他	8,181,932	8,549,108	9,419,952
繰延資産	0	0	0
資産合計	76,242,379	85,760,124	106,499,532
固定負債	21,516,881	29,063,281	34,562,590
地方債	17,698,914	22,778,708	24,146,075
退職手当引当金他	3,817,967	6,284,573	10,416,515
流動負債	2,971,148	3,320,407	4,360,547
1年以内償還予定地方債	2,540,890	2,853,764	3,136,730
賞与等引当金他	430,258	466,643	1,223,817
負債合計	24,488,029	32,383,688	38,923,137
純資産合計	51,754,350	53,376,436	67,576,395
負債及び純資産合計	76,242,379	85,760,124	106,499,532

※表示単位金額未満を四捨五入や残高を合わせるために端数調整してあります。

表 3-2

(単位：億円)

	一般会計等	全体会計	連結会計
資産	762.4	857.6	1,065.0
負債	244.9	323.8	389.2
純資産	517.5	533.8	675.8

- ・平成28年度一般会計等では、資産は762.4億円となっています。
- ・負債は244.9億円、純資産は517.5億円です。
- ・全体会計では、資産は857.6億円、負債は323.8億円、純資産は533.8億円、連結会計では、資産は1,065.0億円、負債は389.2億円、純資産は675.8億円です。
- ・このうち、負債は将来の世代が負担していくことになるものであり、一方で、純資産は過去の世代や国、県の負担で既に支払いが済んでいるものになります。

➤ 貸借対照表でわかること(分析)

表 3-3

分析	一般会計等	全体会計	連結会計
純資産比率	67.9%	62.2%	63.5%
流動比率	311.9%	361.1%	391.5%
将来世代負担比率	38.3%	43.2%	37.0%

【純資産比率】 = 純資産合計 ÷ 資産合計 × 100

企業会計の「自己資本比率」に相当し、資産のうち償還義務のない純資産がどれくらいの割合かを表します。この比率が高いほど負債(将来世代の負担)の割合が少ないこととなりますが、現在世代と将来世代との負担のバランスを取ることも必要となります。

【流動比率】 = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100

1年以内に償還する市債や短期借入金(流動負債)に対して、手元の資金がどのくらいあるかを表すもので、この比率が高いほど短期的な支払能力が高いといえます。財政調整基金を増やしたり、市債の償還額を減らすことで、この比率は上昇します。

【将来世代負担比率】 = 地方債(1年以内も含む) ÷ 有形固定資産 × 100

社会資本形成の結果を表す公共資産のうち、純資産又は負債による割合を見ることにより、これまでの世代(過去及び現役世代)又は将来世代によって負担する割合を見ることが出来ます。

(2) 行政コスト計算書

◆費用：行政サービスの提供のために費やしたもの

- ①人件費：職員給与、議員報酬及び退職給付費用(当該年度に退職給付引当金として新たに繰り入れた額)など
- ②物件費等：備品、消耗品及び施設等の維持補修にかかる経費や減価償却費(社会資本の経年劣化等に伴う減少額)など
- ③その他業務費用：徴収不能引当金繰入額、市債償還の利子など
- ④移転費用：他会計への支出額、補助金等、社会保障給付、他団体への資産整備補助金など

◆収益：直接サービス提供により住民等がその対価として支払い、自治体が得られるもの

表 3-4

(単位：千円)

	一般会計等	全体会計	連結会計
経常費用	18,117,836	31,292,175	41,770,987
業務費用	9,827,223	11,393,748	18,896,232
人件費	4,238,479	4,397,612	7,908,024
物件費等	5,236,745	6,247,939	9,948,739
物件費	2,566,648	2,887,432	5,426,035
維持補修費	387,344	400,166	657,666
減価償却費	2,050,563	2,709,434	3,597,759
その他	232,191	250,907	267,279
その他の業務費用	351,998	748,197	1,039,469
移転費用	8,290,613	19,898,427	22,874,755
経常収益	833,210	1,164,423	6,667,549
純経常行政コスト	17,284,626	30,127,752	35,103,438
臨時損失	4,650	4,650	14,326
臨時利益	1,570	1,570	11,195
純行政コスト	17,287,706	30,130,832	35,106,569

※表示単位金額未滿を四捨五入や残高を合わせるために端数調整してあります。

表 3-5

(単位：億円)

	一般会計等	全体会計	連結会計
経常費用	181.2	312.9	417.7
経常収益	8.3	11.6	66.7
純行政コスト	172.9	301.3	351.1

- ・平成28年度一般会計等では、経常費用が181.1億円、経常収益は8.3億円、純行政コスト(費用から収益を差し引いたもの)は172.9億円となりました。
- ・全体会計では、経常費用が312.9億円、経常収益は11.6億円、純行政コストは301.3億円となり、連結会計では、経常費用が417.7億円、経常収益は、66.7億円、純行政コストは351.1億円となりました。

➤行政コスト計算書でわかること(分析)

表 3-6

分析	一般会計等	全体会計	連結会計
人件費割合（※）	23.4%	14.1%	18.9%
物件費等割合（※）	28.9%	20.0%	23.8%
その他の業務費用割合（※）	1.9%	2.4%	2.5%
移転費用割合（※）	45.8%	63.6%	54.8%
受益者負担比率	4.6%	3.7%	16.0%

【受益者負担比率】＝ 経常収益 ÷ 経常費用 × 100

行政サービスに要したコストに対して受益者が負担する使用料・手数料や分担金・負担金などの割合であり、受益者が負担しない部分については、市税や地方交付税、補助金等により賄うことになります。したがって、受益者負担比率が他の団体に比べて低い場合には、使用料・手数料や分担金・負担金などの水準を見直す検討も必要となります。

※各費用÷経常費用

経常費用＝業務費用＋移転費用

業務費用＝人件費＋物件費等＋その他の業務費用

移転費用＝補助金、特別会計への移転費用など

(3) 純資産変動計算書

◆余剰分の計算

- ①純行政コスト:行政コスト計算書の純行政コスト。
 ②財源:財源をどのような収入(税収等、国庫補助金)で調達したかを表示。

◆固定資産形成分:財源を将来世代も利用可能な固定資産、貸付金や基金等にどの程度使ったかを表示。

- ①固定資産等の変動:当該年度に学校、道路などの社会資本を取得した額と過去に取得した社会資本の経年劣化等に伴う減少額又は、基金、貸付金、出資金など長期金融資産の当該年度における増加と減少を表示。
 ②資産評価差額:有価証券等の評価差額。
 ③無償所管換等:無償で譲渡または取得した固定資産の評価額等。

表 3-7

(単位:千円)

	一般会計等	全体会計	連結会計
前年度末純資産残高	50,546,325	53,060,519	69,487,635
純行政コスト(△)	-17,287,706	-30,130,832	-35,106,569
財源	17,889,430	30,545,763	35,791,003
本年度差額	601,724	414,931	684,434
固定資産等の変動(内部変動)	0	0	0
資産評価差額	0	0	0
無償所管換等	606,300	610,421	613,832
その他	0	-709,435	-3,209,507
本年度純資産変動額	1,208,025	315,917	-1,911,241
本年度末純資産残高	51,754,350	53,376,436	67,576,394

※表示単位金額未満を四捨五入や残高を合わせるために端数調整してあります。

表 3-8

(単位:億円)

		一般会計等	全体会計	連結会計
本年度純資産変動額	N1	12.1	3.2	-19.1

平成28年度一般会計等では、本年度純資産変動額がプラス12.1億円となっています。
 また、全体会計ではプラス3.2億円、連結会計ではマイナス19.1億円となっています。

表 3-9

分析		一般会計等	全体会計	連結会計
行政コスト対財源比率	N2	96.6%	98.6%	98.1%

【行政コスト対財源比率】 = 純行政コスト ÷ 財源 × 100

当年度の行政コストから受益者負担分を控除した純行政コストに対してどれだけ当年度の負担で行われたかがわかります。

(4) 資金収支計算書

- ①業務活動収支:行政サービスを行う中で、毎年度継続的に収入、支出されるもの
 ②投資活動収支:学校、公園、道路などの資産形成や投資、基金などの収入、支出など
 ③財務活動収支:公債、借入金などの収入、支出など

表 3-10

(単位:千円)

	一般会計等	全体会計	連結会計
業務支出	15,986,979	28,311,080	37,742,547
業務費用支出	7,696,366	8,412,653	14,854,834
移転費用支出	8,290,613	19,898,427	22,887,713
業務収入	18,526,173	31,364,142	41,934,839
臨時支出	0	0	37
臨時収入	0	0	189
業務活動収支	2,539,193	3,053,062	4,192,444
投資活動支出	2,556,111	2,713,421	7,908,211
投資活動収入	943,942	1,147,539	5,297,019
投資活動収支	-1,612,168	-1,565,882	-2,611,192
財務活動支出	2,620,992	2,927,849	3,192,493
財務活動収入	1,724,700	1,724,700	1,966,389
財務活動収支	-896,292	-1,203,149	-1,226,104
本年度資金収支額	30,733	284,031	355,148
前年度末資金残高	905,593	3,010,969	7,146,202
本年度末資金残高	936,326	3,295,000	7,501,350

※表示単位金額未満を四捨五入や残高を合わせるために端数調整してあります。

表 3-11

	一般会計等	全体会計	連結会計
業務活動収支	25.4	30.5	41.9
投資活動収支	-16.1	-15.7	-26.1
財務活動収支	-9.0	-12.0	-12.2
本年度資金収支額	0.3	2.8	3.6
本年度末資金残高	9.4	33.0	75.0

- 平成28年度一般会計等では、業務活動収支はプラス25.4億円、投資活動収支はマイナス16.1億円、財務活動収支はマイナス9.0億円となり、本年度資金収支額はプラス0.3億円となります。
- 全体会計では、業務活動収支はプラス30.5億円、投資活動収支はマイナス15.7億円、財務活動収支はマイナス12.0億円となり、本年度資金収支額はプラス2.8億円となり、連結会計で、業務活動収支はプラス41.9億円、投資活動収支はマイナス26.1億円、財務活動収支はマイナス12.2億円となり、本年度資金収支額はプラス3.6億円となります。
- この結果、本年度末資金残高は、一般会計等で9.4億円、全体会計では33.0億円、連結会計では、75.0億円となりました。

➤資金収支計算書でわかること(分析)

表 3-12

分析	一般会計等	全体会計	連結会計
基礎的財政収支（プライマリーバランス）	9.3	17.9	19.1
歳入額対資産比率	3.6	2.3	1.9
地方債の償還可能年数（単位：年数）	8.0	8.4	6.5

【基礎的財政収支(プライマリーバランス)】＝ 業務活動収支 ＋ 投資活動収支
公債の元利償還額を除いた歳出と、公債発行収入を除いた歳入のバランスを見るものです。
これがプラスになっている場合は持続可能な財政運営であるといえます。

【歳入額対資産比率】＝ 資産合計 ÷ 歳入総額

歳入額対資産比率は、社会資本整備の度合いを示しており、この比率が高いほどストックとしての社会資本整備が進んでいると考えられます。ただし、歳入規模に比して過度の社会資本整備を行っている場合は今後の社会資本の維持負担が大きくなり、将来の財政運営を圧迫するおそれもありますので、必ずしも高ければ良いとは言えないことに留意する必要があります。

【地方債の償還可能年数(年)】＝ 地方債残高 ÷ 業務活動収支

▶用語解説

貸借対照表

○固定資産

- ▶ 事業用資産……公共サービスに供されている資産でインフラ資産以外の資産(例:庁舎、学校、公民館、公営住宅、福祉施設など)
- ▶ インフラ資産……社会基盤となる資産(例:道路、橋、公園、上下水道施設など)
- ▶ 物品……車輛、物品、美術品
- ▶ 無形固定資産……ソフトウェア、ソフトウェア(リース)
- ▶ 投資及び出資金……有価証券、出資金、出損金
- ▶ 投資損失引当金……保有株式の実質価格が低下した場合に計上
- ▶ 長期延滞債権……滞納繰越調定収入未済分
- ▶ 長期貸付金……自治法第240条第1項に規定する債権である貸付金(流動資産に区分されるもの以外)
- ▶ 基金……流動資産に区分される以外の基金(減債基金、その他の基金)
- ▶ その他……上記以外及び徴収不能引当金以外のもの
- ▶ 徴収不能引当金……未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額(不納欠損額)を見積もったもの

○流動資産

- ▶ 現金預金……手元現金や普通預金など
- ▶ 未収金……税金や使用料などの未収金
- ▶ 短期貸付金……貸付金のうち、翌年度に償還期限が到来するもの
- ▶ 基金……財政調整基金
- ▶ 棚卸資産……売却目的保有資産(量水器等)
- ▶ その他……上記以外及び徴収不能引当金以外のもの
- ▶ 徴収不能引当金……未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額(不納欠損額)を見積もったもの(長期延滞債権分)
- ▶ 減価償却……資産(建物・設備・機械など)が、使用するにつれて、財としての価値を減ずるのを費用に計上し、新しい資産と替える場合に備える、会計手続き。

○固定負債

- ▶ 地方債……地方公共団体が発行した地方債のうち、償還予定が1年超のもの
- ▶ 長期未払金……自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務とみなされるもの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外
- ▶ 退職手当引当金……原則期末自己都合要支給額
- ▶ 損失補償等引当金……履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上
- ▶ その他……上記以外の固定負債

○流動負債

- ▶ 1年内償還予定地方債……地方公共団体が発行した地方債のうち、1年以内に償還予定のもの

- ▶ 未払金……基準日時点までに支払義務発生の原因が生じており、その金額が確定し、または合理的に見積もることができるもの
- ▶ 未払費用……一定の契約に従い、継続して役務の提供を受けている場合、基準日時点において既に提供された役務に対して未だその対価の支払いを終えていないもの
- ▶ 前受金……基準日時点において、代金の納入は受けているが、これに対する義務の履行を行っていないもの
- ▶ 前受収益……一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、基準日時点において未だ提供していない役務に対し支払いを受けたもの
- ▶ 賞与等引当金……基準日時点までの期間に対応する期末手当・勤勉手当及び福利厚生費
- ▶ 預り金……基準日時点において、第三者から寄託された資産に係る見返負債
- ▶ その他……上記以外の流動負債

行政コスト計算書

- ▶ 経常費用……業務費用(人件費＋物件費等＋その他の業務費用)＋移転費用(補助金、特別会計への移転費用など)
- ▶ 人件費……職員給与費や賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額など
- ▶ 物件費等……職員旅費、委託料、消耗品や備品購入費(資産に該当しないもの)、施設等の維持修繕にかかる経費や資産の減価償却費など
- ▶ その他の業務費用……支払利息、徴収不能引当金繰入額、過年度分過誤納還付など
- ▶ 移転費用……住民への補助金や生活保護費などの社会保障費、特別会計への資金移動など経常収益
- ▶ 使用料及び手数料……財・サービスの対価として使用料・手数料の形で徴収する金銭
- ▶ その他……過料、預金利子など
- ▶ 臨時損失……資産除売却損
- ▶ 臨時収益……資産売却益、受取配当金

純資産変動計算書

- ▶ 前年度末純資産残高……前年度末の純資産の額(前年度貸借対照表と一致)
- ▶ 純行政コスト……行政活動に係る費用のうち、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに係る費用(行政コスト計算書の「純経常費用」と一致)
- ▶ 財源
 - 税収等……地方税、地方交付税、地方譲与税など
 - 国庫等補助金……国庫支出金及び都道府県支出金など
- ▶ 資産評価差額……有価証券等の評価差額
- ▶ 無償所管換等……無償で譲渡または取得した固定資産の評価額など
- ▶ その他……上記以外の純資産の変動(調査判明の資産)

資金収支計算書

- ▶ 基礎的財政収支……公債の元利償還額を除いた歳出と、公債発行収入を除いた歳入のバランスを見るもの。これがプラスになっている場合は持続可能な財政運営であるといえる。

山武市 財政課 財政係 0475-80-1121

〒289-1392 山武市殿台296番地